

Legal Character of Cultural Landscape as Property

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 縣, 幸雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/3795

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



文化的景観の財産としての法的性質

Legal Character of Cultural Landscape as Property

縣 幸 雄

序

「コミュニケーション文化論集3」（大妻女子大学コミュニケーション文化学会・2005年）に記した「研究資料：文化財指定の法律問題」で、観光基本法14条について「同法14条は、観光資源の保護、育成及び開発の対象として史跡、名勝、天然記念物等の文化財を取り上げている。これら文化財の指定を受けることにつき、従来判例では反射的利益として把握されていたが、『一地域一観光』を文化庁の観光施策の『行動計画』として執行されている以上は、保護、育成および開発の対象として文化財指定を受ける利益は、観光事業を起こそうとする地域にとって、権利性をもつにいたっている。つまり、判例の立場では、『行動計画』と齟齬するような法理が文化財保護法の中に存在しているといえ、この法理からの脱却が求められているといえる。本稿は研究資料であり、上記のような問題提起をして擱筆する。この問題の精査は、別の機会に行いたい」とし、その続編があることを予定し、その論考を終えている。

本稿は、この研究資料で提示した問題意識で、文化財の中で、反射的利益ではなく文化財として指定をうける権利性があるものがあることを指摘することにする。それは、文化財保護法の規定する重要文化的景観のなかに、景観法の制定に伴い、そこに存在する史跡、名勝の指定を受ける法的権利の発生であり、そして、それを損なう開発計画がある場合、その差し止めを求める権利の存在が確認されている、ということである。このことは、2009年10月1日、公共事業を事前に差し止める訴訟を可能とする行政事件訴訟法9条2項「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当つては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該

処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」とし原告適格の拡大を認めた司法改革の一環と連動し、瀬戸内海の景勝地として知られ、アニメ映画「崖の上のポニョ」ともされる広島県福山市にある鞆（とも）の浦の埋め立て架橋事業をめぐる住民が埋め立て差し止めを求めた訴訟の判決で「鞆の浦の景観は住民だけではなく国民の財産というべき公益で、事業で重大な損害の恐れがある」として県知事の免許の差し止めを命じている。この判決は、歴史的景観が地元住民にもたらず「景観利益」の保護のために、大型公共事業の差し止めを認めた初めての司法判断である。判決では、事業につき「公有水面埋立法には景観を享受する利益を保護する目的があり、景観利益を侵害する恐れのある計画は慎重な政策判断がない限り合理性を欠く」としている¹⁾。

この判決の論旨を進めれば、景観を文化財として指定することを求める法的権利が、景観法の規定する手続きにしたがいその地域の美観を形成する建物や田畑等の所有者の3分の2以上の賛成を得る場合には、その権利が存在するにいたっていると考える。また、その景観を撮影し公表する権利の有無に関する法的問題についても言及してみたい。

二 景観法と文化財保護法が保護する景観

1 景観法が保護する景観と文化的景観

景観については、従来、環境権という視点から、問題とされてきた。この景観を権利として争うことについては、二つの系統がある。

その一つは住環境にそぐわない建造物の建築を規制しようとするものであり²⁾、他の一つは歴史的に特別に価値がある記念物の価値を損なう開発行為は歴史的景観権（文化的環境権、文化財享有権、歴史的文化的環境権、歴史的環境権などともいう）を侵害するものとして争うものである。

①住環境の場合

前者の住環境と景観については、地方自治体の条例や要綱（その数は、全国市区町村494個、都道府県30個あり、それらは主として屋外広告物、看板への規制が中心である）で良好な住環境を維持するために規定が設けられている。これら条例や綱領は、建築関係の法律に根拠を持たない条例であり、財産権をどこまで制約できるか基準が定めることがないため、指導勧告以上の規制措置がとれないというものであった。このように強制力が持てなかつ

た理由は、土地利用規制を伴う法政策は、法律およびその個別的具体的委任を受けた条例の独占物と考えられ、財産権の制約は全国平等になされるべきとの憲法14条1項を踏まえた法律独占論を、内閣法制局や旧建設省がとっていたことによるものであった。その結果、都市計画法や建築基準法と目的を同じにするような施策を行う場合、違法という批判を避けるために、条例や要領による規律は、法的拘束力を持たない行政指導を中心とするものとならざるをえなかったということであるⁱⁱⁱ。

しかし、景観法の制定により、地方自治体は、地区計画制度をつくって建物の規模や密度を規制することが能となり、形態や意匠についても条例で定めることが可能となっている^{iv}。この場合、景観地域の指定を受けることにつき、土地所有者等の3分の2以上の同意を必要とする。また、2004年に施行された地方分権一括法により、法律を否定しない限度において、従来の通達や行政実例にとらわれることなく、法を解釈し、必要であるならば条例を制定して政策を実施することができるようになっていた。したがって、地方自治の本旨である団体自治・住民自治の法理により、自治体のレベルの事業においては、中央の通達を受けることなく、近時いわれるガバメント・ガバナンスの理論により、規制対象者、受益者、有権者、納税者、NPOなどのステークホルダー・利害共有者と行政との双方向的なコミュニケーションをとりながら政策形成型の地区計画制度を作成する行政を行うことが、景観にも要請されることになる^v。これらのことにより、景観の維持するための条例が制定されれば、その規定の仕方により、環境権という裁判所が人権として認めているとはいえない概念を利用することなく^{vi}、景観は法的利益を有するものとなり、その侵害ができない領域が設定されたことになる^{vii}。

②歴史的景観権の場合

後者の歴史的景観権については、その史跡・名勝などを開発行為から守るために文化的景観権という権利を侵害されとして、その違法、違憲性を争うものである。

これについては、和歌山県の景勝地である和歌の浦地域内の19世紀中頃に架けられたアーチ式の石橋である「不老橋」周辺において、同橋に平行する位置に新橋を建設する計画があり事業認可がなされた。これにつき、「不老橋」周辺の和歌の浦は、歴史上、芸術上および鑑賞上価値の高い名勝地で、歴史的景観と呼ぶにふさわしいものであるが、本件工事は和歌の浦の歴史

的・景観的価値を破壊するものであって、国民の歴史的景観権を侵害するものであり、違法・違憲であるとして訴訟が起こされたものである。判決は「歴史的景観権は憲法上明文では基本的人権として保障されていないことは明らかである。このような憲法上明文で保障されていない権利が、憲法解釈上、基本的人権として保障されているというためには、当然権利が憲法上是認されるか否かの前に、その権利の内容（権利主体も含む）が一義的に明確なものであって、権利として保障することによって、その権利主体が国家権力あるいは他の国民に対してどのような請求をすることができるのかが明確になっている必要がある。このような観点から歴史的景観権について考察をすると、その内容は権利としての保護に値する程度に成熟したものになっているとはいいたい」そして「以上のとおりであるから、社会通念上、権利内容が成熟し、一義的かつ明確に定まっているとはいえないのであって、原告らが主張する歴史的景観権を法定な権利として認めることは困難である」としている^{viii}。

しかし、2009年の鞆の浦開発差し止め判決では、景観を守るためという理由で、許認可段階で公共事業計画にブレーキを初めてかけた。景観をめぐる裁判で、2006年の東京都国立市の14階建てのマンション建設で訴えそのものは退けられたが、その一方で住民が日常的に受ける良好な景観は法的保護に値すると認めている。鞆の浦での判決は、歴史的に貴重な鞆の浦の景観を「国民の財産」としてとらえ、埋め立てしたら復元不能ととらえているが、こうした司法判断の流れの背景には、景観は人々が共有する財産という社会通念が形成されていることにあるといえよう。最近では、建設が進む超高層マンションに対し、東京都台東区の浅草寺や周辺住民が、東京都を相手に容積率の割り増し許可の取り消しを求める訴訟を提起しているが、鞆の浦の判決の影響が、当該事件を扱う裁判所の判断に影響を与えるものと思われる^{ix}。

③文化財保護法と景観法の有機的結合による歴史的景観

景観法が規定する景観は、次のような内容である。まず、都道府県・市町村が、景観行政団体として、地域を対象に「景観計画」を策定し、従来あった景観条例を景観計画に移行させ、「目抜き通りエリア」「リゾートマンションエリア・ペンションエリア」「国道エリア」「景勝地エリア」など、それぞれの特性や環境に応じた規定を設けることは景観法が定めることであり^x、「景勝地エリア」は、必ずしも文化的景観として文部科学省の選定を受ける

ことを目的としているものではない。

しかし、鞆の浦のような文化的景観がもたらす利益が法的利益として認められる趨勢は、この景観法により、確かなものになっている。

文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」（文化財保護法2条5号）とし、また「文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地域内にある文化的景観であって、文部科学省令に定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」（同法134条）と規定している。

そして、この文化的景観は、地域の主体性を前提としている景観法を基軸として形成され、それを発展させる形で文化財保護法によりその選定を行うという形の二重構造をとっている。文化庁では、2005年の文化財保護法改正に先立ち、2000年から2003年にかけて、①水田・畑地などの農耕に関する景観地、②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、③用材林・防風林などの森林の利用に関する景観地、④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁労に関する景観、⑤ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地、⑧垣根・屋敷林など居住に関する景観地につき、調査を行い、180ヶ所の文化的景観の重要地域と考えられる場所を明らかにしている^{xi}。

景観法においては、その目的を「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個人的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」（景観法1条）として、法律の執行は地域社会の健全な発展を実現するものであり、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及

び保全が図られなければならない」(同法2条1項)として、良好な美観は国民共通の資産(財産)あるとし、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならないであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない」(同法2条4項)として、良好な景観は観光に資するもの、つまりその資産であるとしている。

この景観の保全に、観光を含ませたことは2003年の「観光立国行動計画」に則して制定されたものでもあるといえる。たとえば、棚田、里山、防風林、水路などで日本の原風景を、次代に残すべき景観であるとして、景観法で、この文化的景観として文部科学大臣が選定されれば、その景観は観光資源として、観光客を呼び寄せることができる地域の財産となりうる。

このことからすれば、現在では、重要文化的景観は、前記したように準備中のものを含めて9ヶ所だけであるが、将来は多くの景観が選定されることが予想される。この文化的景観は、その地域の観光資産として、諸々の経済上の利益を産み出す財産となりうる。

その景観が文化的景観として選定されれば、それは観光資源として、地域に利益をもたらす。この利益を得ることは、従来の文化財保護法の史跡・名勝をめぐる判例では、地域住民にとって反射的利益であり法的な権利とはされていない。つまり、この歴史的景観を維持することを文化財保護法では、法益とするが、その法的性質は、第一にその名勝等の景観の保存・管理を適正に行うことにあり地元住民や国民一般にそれを鑑賞する権利を与えたというものではないこと、第二に名勝等の所有者はその公開その他文化的活用をすべき義務があるがそれを鑑賞する自由はその公開による反射的利益であり法律によって保護されている利益ではないこと、第三に名勝や景観が観光の目玉となりその地域・団体・個人に財産上の利益をもたらすことがあったとしてもそれは反射的利益であり法律上の権利ではないとするのが、判例により、確立されている法解釈である。したがって、歴史的景観権という権利は認められず、言葉としてあっても、その内実は、反射的利益であり、法的な権利をもつものではないとされていた^{xii}。

しかし、軈の浦開発に関する判決により、文化的景観を反射的利益と解す

ることにつき、法解釈の変更が求められている。判決においては、鞆の浦の歴史的・文化的価値、名勝「鞆公園」としての価値を認めた上、「国立マンション事件最高裁判決」（平成18年3月30日）は、景観利益が個人の個別的利益として保護される可能性があると判断した。これを踏まえれば、客観的な価値を有する景観に隣接する地域内に居住している者は自ら良好な景観の中に居住してその恵沢を享受しているものとして、当該景観を破壊する行為に対し、その違法性を争うだけの法律上の利益を有しているべきである、としている^{xiii}。

以上、「コミュニケーション文化論集3」（大妻女子大学コミュニケーション文化学会・2005年）に記した「研究資料：文化財指定の法律問題」で指摘したとおり、反射的利益ではなく、文化財として指定をうける法益・権利が存在しているといえる。

三 財産としての景観利益

1 景観と所有権

鞆の浦の判決は、景観を住民共有の資産とするが（景観法2条1項では国民の資産と規定する）、このような抽象的な財産の捉え方は認められるものであるのか。

憲法29条2項は、財産権の内容は法律で定めるとするが、その意味するところは、その権利の範囲を限定するなどその内容に争いがないように明確にすることが要請されていると解するのが相当である。このことにより、その財産権について、民法による物権・債権、商法による商号使用权、著作権法による著作権、実用新案法による実用新案権、意匠法による意匠権、商標法による商標権、不正競争及び不当表示防止法による商品等表示の使用权・営業秘密保持権、半導体集積回路の回線配置に関する法律による半導体集積配置利用権、種苗法による植物新品種利用権などにより、その権利内容は明確に定めている。

しかし、権利の内容は、必ずしも、明確に定めておく必要があるわけではない。その物の財産価値は、その社会の変化に対応して形成されていくものもある。このことを認め、その権利の枠組みを法律で定め、その具体的内容は、その地域社会の慣習に委ねるケースもある。民法236条、294条の入会権がその例である。また、民法709条の不法行為に関する条文にある「法律

上の権利」の意味について、タレントやスポーツ選手等の肖像にパブリシティ権としての財産的価値が含まれていると解することを判例が認めているのも、社会の意識変化に対応し財産権としての地位を確立したものである^{xiv}。この景観法で良好な景観を国民共通の資産と規定することは、単なるレトリックとはいえない。この国民共通の資産という語句には、規範的意味があり、その権利の内容は社会の意識の動向に委ねるということを定めるものであり、これは前二者の例と基軸を同じにするものである。このような景観のあり方を法律で定めることができるのは、財産権の多様性に根拠がある。つまり、現在、森林法違憲判決（最高裁・昭和62年4月22日）において示された財産権の規制の解釈にあるように、財産権の種類・性質等は多種多様であり、また財産権に対し規制を要求する社会的理由や目的もさまざまであるが故に^{xv}、景観という資産が住民の意識の醸成により法律により保障されている所有権に内包するものとして追認されるにいたったと考える。

2 景観の保有者

景観という公益をだれが有するのか。それは、景観法2条1項にあるように、理念としては国民全体の財産であろうと思われる。しかし、その景観を形成する建物・田畑・林などは個人所有であり、河川・道・海岸などは公的所有である場合が多いと思われる。公的機関による開発、民間事業による開発の認可が景観を害する場合、住民がその中止を求める権利は、その地域で当該景観を形成している不動産につき所有権をもつ者が有する。景観法によると注記viiで記述しているとおり当該地域の3分の2以上の多数の賛成により当該景観の破壊にいたる開発また改修等はできなくなる。この場合、反対意思を有する者は、その自己所有の不動産の自由な処理ができなくなるが、それは前述のとおり所有権の内在的制約と解されるものであり、その景観に公的所有の地域（河川・道・海岸）が含まれる場合であっても、それは公的財産の使用に関する住民自治による決定の範疇のなかにあり、開発の決定あるいは継続はできないものと解する。

四 景観の財産的価値

1 風景と著作権

文化的景観は、観光の資源としての価値を有するものである。そして、その景観は、先人達の努力により形成され、現在の住民の不断のメンテナンス

により、次代に引き継いでいくものである。そこで、ここでは、不断のメンテナンスにより保たれている景観には、財産的価値はないものかということを検討してみたい。

基本的には、物そのものには、パブリシティ権的な利益はないとされている。つまり最高裁は「所有権は、有体物を客体とする権利であって、その作用は、有体物を物理的に占有支配する権能及びこれを円滑に行使する権能及びこれを円滑に行使するに必要な不可欠な権能（たとえば登記請求権等）にとどまる。物の所有者以外の第三者が、物に備わった顧客吸引力を利用する場合であっても、所有者が物について有する排他的な支配権と矛盾しないというべきである」^{xvi}として、パブリシティ権は否定し、その後も一貫して最高裁はその権利を認めていない。それでは、他者の物を撮影し、自由に広告やそれを利用した営利活動ができるというものであるのか。

私有財産の所有者には写真の撮影・公表を認めたり拒否したりする権利がある^{xvii}。その根拠は、物の法的性質としての物権が有する排他的利用権にあるが、このことは、著作権やパブリシティ権によるものではなく、私有財産を保障した所有権によるものである。したがって、自己の所有物の撮影拒否はできるであろうが、土地・建物等は、だれでも見れるものであるから、所有権をもって撮影禁止とすることができるかには疑問が生じるものである^{xviii}。

一般的には、撮影を禁止する掲示がなければ、所有者や管理者がその写真撮影を認めていると推定される。一般に、風景には、著作権はない。したがって、その写真による撮影、その絵画による画像化は自由に行うことはでき、それらの公表はできるのが、原則である。それら景観を構成する屋敷・田畑など所有している者には所有権があるので、許可なくして、その私有地内に入り写真を撮影されない権利を有しているとしても、景観そのものは、誰でもみることができるので、所有権により撮影を禁止することはできない。

常に手入れをすることにより美観をたもっていることにつき、それをひとつの著作物としている判決例がある。この美しさを著作物としたものとして、特別天然記念物である長尾鶏は丹精をこめて作りだした作品であるとし「その管理、飼育にもそれなりの工夫と人知れぬ苦勞があり、永年の努力の積み重ねの結果、ようやくにしてこれを育てあげたものであることを考えると、本件長尾鶏を写真にとったうえ絵葉書等に複製し、他に販売することは、長

尾鶏飼育者の権利の範囲内に属するものというべく、その所有者の承諾を得ることなくして写真を複製して絵葉書にして他に販売する所為は、所有者の権利を侵害するものとして不法行為の要件を備えるものとみられ、右権利を侵害した者はその損害を賠償する義務がある¹³³としている。この判決の論旨からすれば、文化的景観についても、撮影をして写真集にするような場合、その景観の所有者の了承を得なければならないことになる。

また、別の判決では、「かえで」の木の古木につき、危機的状況にある木を保全につとめ30年以上にわたり丹精こめて育てている古木を、無断で撮影し、これを出版した行為は、所有者の財産権を侵害していると訴えた事件につき「所有権は有体物を客体とする権利であるから、本件かえでに対する所有権の内容は、有体物として本件かえでを排他的に支配する権能にとどまるのであって、複製物を掲載した書物を出版したりする排他的権能を包含するものではない。そして、第三者が本件かえでを撮影した写真を複製したり、複製物を掲載した書籍を出版、販売したとしても、有体物として本件かえでを排他的に支配する権能を侵害したということはできない。したがって、本件書籍を出版、販売等したことにより、原告の本件かえでに対する所有権が侵害されたということはできない¹³⁴としている。この判決の論旨によれば、建物・田畑等につき、写真撮影をして写真集を出版しても、それは建物・田畑等の所有者の権利を侵害していないことになる。したがって、文化的景観についても、撮影をして写真集にするような場合、その景観の所有者の了承を得なければならないということになる。ただ、それを広告に使用した場合には、不正競争防止法上の著名表示冒用行為となり「他人の名声へのフリーライド」となる可能性があることに注意しなければならない。

この長尾鶏と「かえで」の古木に関する判決の論旨の差異をどのように考えればよいのか。双方とも、相当なメンテナンスを行い管理維持に多大な努力がはらわれているが、その差異をもたらしたのは、品種改良を行うというオリジナリティがあったか否か、とういことであると思われる。このように解する法理は、種苗法にある。種苗法は、品種改良等で新品種の育成を行った場合、その品種について特許権を認め、育成権者としての権利を認めている。鶏と植物の新種である種苗とは動物・植物との差があるが、長尾鶏は品質改良を行っているものであり、そこに従来にはない独創性があり著作権と同様な効果を認めたものとする。

2 観光資源としての風景

このように解すれば、文化的景観は、鞆の浦に関する判決で財産との法解釈があるとしても、長尾鶏の法理ではなく、古木に関する法理が適用され、その美観には、著作権に類するような権利はないものと考えられる。美観は、観光にとって資源であり、それを写真・イラスト化し、発表する自由は保障されている。ただし、その利用につき、その景観を構成する建物・田畑等の許可なくして、広告に使用するなどの営利的利用を認められているものではない。

五 結語

以上、鞆（とも）の浦判決は、地裁判決であり、控訴され、2009年現在高裁で審議中である。判決内容は、予断できないが、景観は国民の財産であるというコンセンサスは、国民の中で醸成されつつあり、そのような意識は、今後の判決の内容に影響を与えるであろう。この景観は、国民の財産であるという意識は、その景観を形成する建物、田畑などの所有者に対して、そのメンテナンスに対する財産的な対価を認めるものではなく、「かえで」の古木をめぐる判決の法理のもとに掌握されるべきものと思われる。国民の財産という意味は、先人が残した美観は、後代に引き継ぐ義務を、国民に課していると解することが相当である。

ⁱ 日本経済新聞 2009年10月1日 夕刊

ⁱⁱ 高層マンションにより被る損害につき争われた国立マンション訴訟で、景観利益を法的保護の対象とした2002年12月18日の東京地裁判決があるが、「景観が良好であるかどうかは人によって異なる主観的なものであり、裁判所が判断することは適当ではなく」「個々の国民が個別的な権利・利益として良好な景観を享受する地位を保つものではなく、個人の人格的利益とはいえない」として、景観利益の権利性を否定している（東京地裁・2004年10月27日、判例時報1829号36頁）

ⁱⁱⁱ 北村善宣「景観法が拓く自治体法政策の可能性」日本建設学会編 景観法と景観まちづくり 学芸出版社 7頁

^{iv} 西村幸夫「序説—景観法の意義と自治体のこれからの課題」日本建設学会編 前掲書 24頁

^v 拙稿「行政機関が行う広聴活動の憲法問題」大妻女子大学紀要文系38号 279頁

- vi 環境権については、その社会運動の論拠として行政に与えた効果は大なるものであるが、裁判所はこれを権利とは認めず、人格権の侵害（生命、健康、精神的被害など）という形でその救済をはかってきている。
- vii 景観地域の指定を受けることにつき、土地所有者等の3分の2以上の同意を必要とする。賛成者は本人の意思による財産権の制約であるから問題はないが、3分の1以下の少数者は、法律によってではなく、近隣の者の意思により財産権の行使が制約される。このことは、憲法29条1項が保障している財産権の侵害とならないのか。景観地域の指定の内容が、財産権の剥奪、剥奪に等しい制約を加えるならば、それは所有者の権利侵害となる。景観法による規制は、その利用の方法の規制に止まるものであるから、それは財産権行使での受忍義務の範囲内にあるものと考えられる。財産権の行使については、隣人から抑制を受けるものとして、民法に規定する相邻関係があり、また「建物の区分所有等に関する法律（マンション法）」では区分所有者の5分の4以上の合意があればマンションの建て替決議が成立する例があるなど私有財産の個人間相互での絶対性は認められておらず、同様な意味で、景観法による規制は、その者や団体が有する財産権の内在的制約として許容されるものと解する。
- viii 和歌山地裁 平成6年11月30日 判例自治145号 36頁 この事件以外に史跡の文化的環境の享受が問題となった事件として浜松市の伊場遺跡保存訴訟があった（最高裁・平成元年6月30日 判例時報1334号201頁）。この事例でも「文化財享有権なる観念は、いまだ法律上の具体的権利とは認められない」として「本件遺跡を研究の対象としてきた学術研究者であるとしても、本件史跡指定解除処分取消を求めることにつき法律上の利益を有せず、本件訴訟における原告適格を有しないとわざるをえない」として、文化財によって得る利益は反射的利益であるとしている。
- ix 朝日新聞 2009年10月1日 夕刊 2009年10月5日 朝刊
- x 景観まちづくり研究会 景観法を活かす 学芸出版社 50頁
- xi <http://www.gakugei-pub.jp/judi/semina>
- xii 東京地裁・昭和33年10月14日 判例時報701号13頁、津地裁・昭和52年3月11日 訴訟月報23巻3号516頁、和歌山地裁・平成6年11月30日 判例自治145号36頁
- xiii <http://tomo-saiban.net>
- xiv 拙稿 「パブリシティ権の憲法問題」大妻女子大学紀要 文系34号 150頁
- xv 野上修市 「新解釈日本国憲法」東京教学社 154頁
- xvi 最高裁・昭和59年1月20日 民集37巻1号1頁
- xvii 村上孝止 勝手に撮るな！肖像権がある！ 青弓社 120頁
- xviii 吉田大輔 明解になる著作権201答 出版ニュース社 27頁
- xix 高知地裁・昭和59年10月29日 判例タイムズ559号291頁
- xx 東京地裁・平成14年7月3日 判例時報1793号128頁